

プラットフォームサービスに関する研究会（第28回）

- 1 日時 令和3年6月10日（木）15時00分～17時00分
- 2 開催場所 総務省第1特別会議室（8階）
- 3 出席者
 - （1） 構成員
宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、崎村構成員、手塚構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員、森構成員、山口構成員、山本構成員
 - （2） オブザーバ・発表者
個人情報保護委員会事務局 参事官 赤阪 晋介
（一財）マルチメディア振興センター プロジェクト企画部長 木曾 希
法務省人権擁護局参事官 参事官 唐澤 英城
 - （3） 総務省
竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田正彦総合通信基盤局総務課長、大村事業政策課長、梅村データ通信課長、小川消費者行政第二課長、丸山消費者行政第二課課長補佐、中川消費者行政第二課課長補佐、萩原消費者行政第一課課長補佐
- 4 議事
 - （1） プラットフォームサービスに係る違法・有害情報（誹謗中傷、偽情報等）へ対策に関する主な論点について
 - （2） 自由討議
 - （3） プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する主な論点について
 - （4） 自由討議

【宍戸座長】 それでは皆様、お待たせいたしました。お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻を過ぎましたけれども、プラットフォームサービスに関する研究会第28回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴は、ウェブ会議システムにて実施させていただいております。

冒頭、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございます。よろしく願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局を務めます、総務省消費者行政第二課の中川でございます。ウェブ開催に関する注意事項を御案内させていただきます。

まず、本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただいております。このため、構成員の方々におかれましては、御発言に当たって、お名前を必ず冒頭に御言及いただきますようお願いいたします。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外にはマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

発言を御希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名させていただきます。発言される際にはマイクをオンにいただければと思います。発言が終わりましたら、カメラ及びマイクをオフに戻してください。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や座長宛てに連絡をいただければ、随時対応させていただきます。

資料の御案内です。本日の資料は本体資料が資料1及び資料2、また、参考資料については資料1から資料3までを用意しております。注意事項は以上になります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

本日は、まずこれまでの本研究会における議論を受け、プラットフォームサービスに係る違法・有害情報、すなわち誹謗中傷、偽情報などについての対策に関する主な論点について御発表、それから質疑を行いたいと思います。その次に、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する主な論点について、ワーキンググループにおける議論

を受け、御発表、それから質疑を行いたいと存じます。そこで議事の1番目でございますが、資料1について事務局より御説明をお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 同じく事務局の中川でございます。資料1に基づきまして、違法・有害情報への対策に関する主な論点について御説明させていただきます。なお、非常に量が多いため、ポイントを絞って御説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。こちらは全体の構造でございます。第1章、第2章がそれぞれ、誹謗中傷への対応、偽情報への対応となっております。それぞれ現状と課題、プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果、さらに3番目として海外動向、これらを並べております。それらを踏まえまして、第3章として、今後の取組の方向性について、違法・有害情報全般への対応及び偽情報への対応をそれぞれ記しております。

では、第1章の誹謗中傷に関する現状と課題でございます。4ページ目を御覧ください。4ページ目が昨年の8月にこの研究会でおまとめいただいた緊急提言でございます。次のページ、5ページ目が、それを受けて総務省で取りまとめた政策パッケージでございます。この2つに基づきまして、このプラットフォーム研究会でフォローアップ、進捗状況を確認してまいりました。その、これまでの議論の内容を、次のページ以降でまとめておりますので、詳細は割愛させていただきます。

6ページ目からは、誹謗中傷に関する流通状況でございます。

10ページ目まで飛んでいただきますでしょうか。10ページ目からは、各ステークホルダーの取組状況として、プラットフォーム以外の方々の取組状況について、それぞれ記載しております。いずれも、このプラットフォーム研究会で御発表いただいた内容ですので、内容については割愛をさせていただきます。

続きまして、15ページ目を御覧いただけますでしょうか。15ページ目に参考でつけている資料のみ、今回新たに追加した情報でございます。こちらは参考資料1にも同じものを掲載しておりますが、今年4月に行われましたG7での議論について簡単にまとめてございます。今年のG7のデジタル技術大臣会合が4月の28日、29日に行われました。その際、インターネット安全原則というものを合意文書に含む大臣宣言が採択されております。インターネット安全原則の中では、様々な8項目から成る小項目がございますが、特にこの研究会でも御議論いただいている、プラットフォーム事業者の取組に関する透明性と説明責任、4番目のところにつきまして、抜粋をつけております。

少し読み上げさせていただきますが、一番下の下線部分でございます。「インターネッ

ト上の安全性を向上させるためにとった決定や方策について透明性を確保するとともに、彼らの利用規約に沿って、違法・有害コンテンツに立ち向かうためになされた決定について、グローバル・国家・地域レベルで説明責任を持つべき」という方向性が合意されております。この検討会でも、日本における透明性と説明責任が果たされるべきではないかという形で御議論をいただいておりますので、G7でも同じ方向を向いているものと承知してございます。

続きまして、16ページ以降からはまた少しページを割愛させていただきます。19ページ目まで飛んでいただけますでしょうか。

19ページ目が誹謗中傷に関するモニタリング結果でございます。こちらは今年の2月にプラットフォーム事業者からヒアリングを行った際のヒアリングシートの質問項目でございます。このうち、幾つかの記号をつけておりますが、黒い星の部分は、次のページ以降で、主な評価項目案として記載をしているものでございます。ヒアリングシートの質問項目は大きく6つの項目から成っておりますが、全ての項目から主要なものを抜粋した形で作成しております。

20ページ目を御覧ください。20ページ目が、前のページで抜粋をした主な評価項目案について項目を抜き出しているものでございます。こういった観点を踏まえながら、今までもプラットフォーム事業者の取組状況については、構成員の方々に評価を含めた議論をしていただきましたが、本日も引き続き御議論いただければと思っております。

21ページ目を御覧ください。ここからが主な評価項目に関するモニタリング結果を再度取りまとめたものです。簡単に主なものだけ御紹介したいと思います。

2ポツ目でございますが、透明性・アカウントビリティの確保状況には差異が見られるところでございます。誹謗中傷に関するポリシーについては、全ての事業者において禁止規定が定められており、削除等の対応が規定されております。他方で、日本における削除要請件数や削除件数につきましては、ヤフー及びLINEは、昨年夏のヒアリングシートと比較して、日本における定量的な件数が新たに示されております。Googleは、一部の我が国における定量的な件数が新たに示されております。Facebook及びTwitterは、昨年夏のヒアリングシートと比較して、新たな情報が示されませんでした。

次のページを御覧ください。そのほか、例えば5番目の取組の効果分析に関しましては、ヤフーはAIを活用した取組について、日本における取組の効果分析を定量的に示しております。LINEはサービス上の取組の効果分析は示されておりましたが、相談対応実績の取組

の実施件数は示されております。Facebook、Google、Twitterは、取組の効果分析は公開されておりますが、グローバルの数値でありまして、我が国における数値は公開されていないという状況でございます。

次のページ以降は、さきのページで御紹介した主な項目以外の項目でございますので、説明は割愛をさせていただきます。適宜御参照いただければと思っております。

続きまして、31ページ目からが誹謗中傷に関する海外動向でございます。こちらにも既にこれまでのプラットフォーム研究会で、有識者の方から御発表いただいた内容でございます。基本的には1国1枚でまとめてございます。詳細は割愛をさせていただきます。

また大分ページが飛びまして、43ページ目を御覧いただけますでしょうか。ここからが、第2章、偽情報に関する現状と課題でございます。

43ページ目は、昨年の2月に取りまとめていただいたプラットフォーム研究会の報告書でございます。フェイクニュースや偽情報への対応の在り方について、10の方向性をお示ししていただいたものでございます。それぞれについて、これまでフォローアップ、進捗状況を確認してまいりました。それを次のページ以降、偽情報について取りまとめております。

44ページ目からは偽情報の流通状況でございます。流通状況が45、46ページ目、47ページ目と続きまして、50ページ目まで飛んでいただけますでしょうか。50ページ目からが偽情報に関する各ステークホルダーの取組状況となっております。こちらにもプラットフォーム事業者以外のステークホルダーの取組を記載しております。

また、ページ数が大分飛びますが、56ページ目を御覧いただけますでしょうか。56ページ目が、今年3月の会合で、プラットフォーム事業者の皆様からヒアリングを行った際の質問項目の一覧でございます。非常に多岐にわたる項目について質問項目を作成しておりますが、次のページ以降からのモニタリング結果につきましては、この1から10の方向性のうち、1の前提及び10のその他を除いた2から9までについて項目を作成しております。57ページ目を御覧いただけますでしょうか。このとおり、2から9までの項目について左側に欄をつくっております。この点についても、これまでの研究会で構成員の方々から評価を含む形で御議論いただきましたが、本日も改めてこの点について御議論いただきたいと思います。

58ページ目を御覧ください。偽情報に関するプラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保について、ヒアリングシートの概要を示したもの

でございます。1 ポツ目ですが、ヒアリング結果に関する全体的な傾向についてお示しをしております。総論として、我が国における偽情報への対応及び透明性・アカウントビリティ確保の取組の進捗は限定的と記載しております。他方で、2 点目でございますが、多様なステークホルダーによる協力関係の構築や、ファクトチェックの推進、またICTリテラシー向上に関しては、まだ十分とは言えないものの、我が国において取組が進められつつあるとしております。それらの結果が次のページ以降で詳細に書かせていただいておりますので、こちらも御議論の際に参照いただければと思っております。

そして、65ページ目まで飛んでいただけますでしょうか。65ページ目からが、また海外動向の情報でございます。こちらも既に発表いただいた内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、70ページ目を御覧いただけますでしょうか。ここからが第3章、今後の取組の方向性でございます。第1章、第2章のこれまで見ていただきました、これまでの議論を踏まえて、新たに今後の取組の方向性についての論点をまとめております。

まず(1)として、違法・有害情報対策全般についての論点でございます。まず0番として、議論のスコープについてまとめております。1 ポツでございますが、依然としてSNS等のプラットフォームサービスの影響が大きく、プラットフォーム事業者を中心とした対応が求められるということに加えまして、3 ポツ目でございますが、プラットフォームサービス以外のCDN・ホスティング(クラウドサービス)、またアプリマーケット、ミドルメディア等も射程に含め、コンテンツ流通メカニズム全体を踏まえながら、引き続き検討を行っていくことが必要ではないかという論点を追加しております。

さらに、ヘイトスピーチや部落差別なども含む違法・有害情報全般についての対策を行っていくことが必要ではないか、このように議論のスコープについての論点を書かせていただきました。

71ページ目を御覧ください。71ページ目は、この次のページに政策パッケージの1から4までの項目につきまして、それぞれの論点について、さらに主なものを一覧化してまとめたものでございます。本日は時間に限りがございますので、この71ページ目に沿って主なものを御紹介したいと思っております。

まず、1番目のユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動に関する論点でございます。1 ポツ目のように、ICTリテラシー向上施策が効果的となるよう取り組む必要があるのではないかとしております。

2点目、プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上に関する論点に参ります。まず、プラットフォーム事業者の自主的取組の支援でございます。1ポツ目ですが、プラットフォーム事業者が自らのサービス上での違法・有害情報の流通状況について実態把握とリスク評価を行うことが必要ではないか。2ポツ目でございます。人権擁護機関からの削除要請に関する対応についての透明性を向上させ、円滑な削除対応を促進することが必要ではないかとしてございます。

続きまして、プラットフォーム事業者による取組の透明性・アカウントビリティの向上に関する論点に移ります。4ポツ目のところでございますが、我が国における透明性アカウントビリティ確保が図られていない事業者に関しては、特に透明性・アカウントビリティ確保の取組を進めることが強く求められるのではないかと。総務省は、モニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要ではないかとしております。

次のポツですが、次回以降のモニタリングにおいて、依然として事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウントビリティ確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウントビリティの確保策に関する行動規範の作成及び遵守の求めや、法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について具体的に検討を行うことが必要ではないか。さらに、次のポツでございますが、大枠としての共同規制的な枠組みの構築を前提に、この検討を進めることが適当ではないかとしてございます。

続きまして、青枠の部分でございます。3番目の発信者情報開示に関する取組についての主な論点でございます。1ポツ目でございますが、法施行に向けて関係法令の策定を進め、関係者と協議を進めることが必要ではないかとしてございます。続きまして、2ポツ目でございます。発信者情報開示に関する申請や開示件数等について集計・公開することが求められるのではないかとしてございます。

最後に、一番下のオレンジの枠でございます。4番目の論点として、相談対応の充実に向けた連携と体制整備でございます。こちらについては、今後の方向性といたしまして、総務省の違法有害情報相談センターにおいて引き続き相談対応を行っていくことが必要ではないかとしてございます。

ここまでが違法・有害情報対策全般に関する今後の取組の方向性でございます。

最後に、またページがしばらく飛びまして、82ページ目を御覧いただけますでしょうか。82ページ目が、今度は偽情報への対策に関する今後の取組の方向性に関する主な論点の一覧でございます。こちらが昨年2月の報告書でお示しをした10の方向性について、それぞ

れ今後の取組の方向性を示してございます。

1 番目、自主的スキームの尊重については、民間による自主的な取組を基本とした対策を進めていくとともに、総務省はモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要ではないかとしてございます。2 点目の我が国における実態の把握でございます。プラットフォーム事業者は、自らのサービス上で生じている我が国における偽情報の問題について、適切に実態把握を行い、研究者が分析を行うために必要な情報の、無償で情報提供が行えることが望ましいのではないかとしております。3 点目が多様なステークホルダーによる協力関係の構築でございます。こちらの点につきましては、「Disinformation 対策フォーラム」や「Innovation Nippon」などの官民連携の場で継続的に議論・研究が行われることが望ましいのではないかとしております。

4 点目でございます。プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティ確保でございます。まず1 ポツ目ですが、プラットフォーム事業者は、リスク評価に基づき偽情報への対応を適切に行い、それらの取組に関する透明性・アカウントビリティ確保を進めていくことが求められるのではないかと。2 ポツ目として、総務省は、これらの取組に関するモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要ではないかと。また、どのような方法や情報により、偽情報への適切な対応が図られているかどうかを評価することが可能かについて、引き続き検討が必要ではないかと。

3 ポツ目といたしまして、次回以降のモニタリングにおいて、偽情報への対応に関して事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウントビリティ確保が実質的に図られない場合には、行動規範の策定及び遵守の求めや、法的枠組みの導入等、行政からの一定の関与について具体的に検討を行うことが必要ではないかとしております。

右上の5 番目でございます。利用者情報を活用した情報発信への対応でございます。広告の種類や対応に応じて、そのリスクや問題の差異を分析した上で、特に偽情報を内容とする広告の配信やターゲティング技術の適用については、それらのリスクを踏まえ、より注意深い対応と、それに伴う透明性・アカウントビリティ確保が求められるのではないかとしております。

6 番目、ファクトチェックの推進でございます。プラットフォーム事業者・ファクトチェッカー・ファクトチェック推進団体、さらには既存メディア等が連携して、取組がさらに進めることが期待されるのではないかとしております。

7番目、情報発信側における信頼性確保方策の検討についてでございます。この点は、既存メディア・ネットメディア・プラットフォーム事業者など関係者の間で検討を深めていくことが望ましいのではないかと。また2ポツ目ですが、ミドルメディア等を中心とした偽情報の生成・拡散・流通メカニズムに関する実態把握や分析も踏まえ、検討を深めていくことが望ましいのではないかとしております。

8番目がICTリテラシー向上の推進でございます。こちらについては、偽情報の特徴を踏まえながら、引き続きICTリテラシー向上施策が効果的となるよう取り組むことが必要ではないかとしております。9番目、研究開発の推進につきましては、ディープフェイクなどに対抗するための研究開発や事業者の対応が進められることが望ましいのではないかとしております。最後の項目ですが、国際的な対話の深化でございます。偽情報に関する政策について、国際的な対話の深化を深めていくことが望ましいのではないかとしております。

非常に駆け足でございましたが、これまでの議論をまとめました、主な論点の資料1について御説明をいたしました。ありがとうございます。以上でございます。

【宍戸座長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただいた内容について、構成員の皆様方から御意見などをいただきたいと思っております。先ほどの御説明は膨大でございましたので、大きく3つのラウンドに分けて議論をさせていただけないかと思っております。具体的に言いますと、誹謗中傷への対応に関する現状と課題、それからその次に、偽情報への対応に関する現状と課題、そして3番目、今後の取組の方向性と分けて議論をさせていただきたいと思っております。

そこでまず、資料1で申しますと、2ページから40ページになりますけれども、誹謗中傷への対応に関する現状と課題について御質問、御意見がある方は、私にチャットでお知らせいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。いかがですか。ございませんか。

特に、これまでモニタリングを5つの事業者にさせていただいて、具体的に申しますと20ページでございますけれども、ここで誹謗中傷対策についていろいろお話を事業者の方に伺う中で、日本国内の事業者とそれ以外の事業者の方々に、当然かもしれませんが日本国内での対応については濃淡があり、また海外事業者においても、透明性の確保等を含めて濃淡があるという御議論をさせていただいてきたところかと思っております。

それでは、まず森構成員お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。対応策のほうも、後ろのほうも一体的に考えておりまして、意見表明に手間取ってしまいました。まずはこの20ページということですが、これは非常に重要なところでして、特に日本における対応の状況を十分に教えていただいているのではないかとということがあったかと思っております。

例えばその1行目の誹謗中傷等に関するポリシー、これは会社全体で、事業者さん全体でということであれば、もう皆さん問題なく、そういうものをつくっておられるわけですが、2行目、日本における削除件数ですとか、3行目、削除要請対応の部署チーム、これは日本対応ということですが、そういう意味では対応する部署チームが日本かどうかというのかということ、それから、人数がどのぐらいいるかということですが、4行目の発信者情報開示というのは、これもまた日本に固有の制度なので、ここでの透明性・アカウントビリティが、グローバル事業者3社さんにおいては全然図られていないということがはっきりしたのではないかと思います。

全然と言うと言い過ぎかもしれませんが、2行目の日本における削除件数について、Googleさんは一定の公表をしていただいていたけれども、多くの情報を公開されているわけではなかった、分からないところもあるかと思いますが、一定の考慮がされていたかと思っておりますけれども。それ以外、つまり2行目、3行目、4行目については、Facebook、Google、Twitterにおいては、日本における透明性についての取組配慮がなかったと言わざるを得ないだろうと思っております。

先ほど中川さんから、G7でも地域における、国における対応が大切だということが認識として共有されたということですので、そういうことはどこの国でも同じような問題としてあって、自国の表現のプラットフォームとしての、グローバル事業者の在り方ということ、どこの国でも言ってみれば求めている、透明性を求めている、対応を求めている、それは「グローバルではこうです」と言われても分からないということは、どこの国でも同じではないかと思っておりますので、ここについては、後のセクションになるのかもしれませんが、しっかりと透明性の確保をお願いしたいと。それが果たされない場合にはその対応フェーズを終了して、速やかに法規制の検討に入ることかと思っております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは続きまして、生員構成員、お願いします。

【生員構成員】 ありがとうございます。私もこの20ページのところに関して、ほぼ森

構成員の御指摘と重なると言いますか、実際にモニタリングレビューのときに発言させていただいたこととほぼ重なるわけでございますけれども、日本における削除件数でありますとか対応の体制、あるいは発信者情報開示といったことなどを含めて、かなりその透明性レポートを含めて、グローバル事業者様たちは、グローバルレベルでは丁寧な透明性の確保をやっていただいているところは、様々、参考にすべき部分もありつつも、特にこの文脈では、ここに書いてあるとおりの、日本における情報を我々がどのように把握して、そしてその上で、しかるべきエビデンスに基づいた対策をしていくか、並びに利用者にとっても透明性の高い社会基盤を求めていくか、実現していくかということで大変重要かと思えます。

そういったときには、現状こうした枠組みの中で考えたときに、その面においては、内資系と申しますか、そういったところと、今回グローバルプラットフォームの間には濃淡が非常にあるんだろうと思っています。

それから、透明性レポートのところもそうですよね、特にLINEさんですとか、大変力を入れ始めていらっしゃるって、各国のグローバルプラットフォーマーさんも取組を始めていらっしゃるんですけども、日本に特化した情報といったところはまだ十分ではないといったこと、そういったことが、今までのモニタリングからも、私自身も強く感じているところでございます。差し当たり以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは次に、木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 木村です。私も同じところですけども、利用者の立場で考えますと、誹謗中傷を受けたときに情報開示ができる、何ができると言っても、それがとてもやりにくかったりですとか、事業者によって対応がまちまちだということは、物すごく不安になると思うのです。そういった利用者が安心安全に通信を利用して、きちんとなどプラットフォームを使えるようになるためにも、国によってというか、日本にこういう対応をあまりしていただけないのは、本当に悩ましいところで、これは今後の課題とも関わってくると思うのですけれども、そこはきちんと対応していただけるように、ぜひ今後していく必要があるのではないかと考えております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。次に寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 よろしく願いいたします。非常に多岐にわたる内容に関しておまとめいただき、非常にありがとうございます。いろいろと分からなかったところも見えてきたように思っています。

幾つかあるんですが、個々の部分ではまず、後ろのDisinformation系とも関係はするんですけども、モニタリングのやり方とかについて、もう少し検討する必要があるんだろうと思っています。一つはまず前提として、プラットフォーム事業者という部分が強くなっていますので、ここは国内外でのイコールフットイングというのは前提に出していく必要があるんじゃないかと思っています。そのためには、何らかの規制とはいかなくても、ある程度ガイドライン的なものが必要かと思っています。

その上で、グローバル感だけではなくて、国内においても、事業者間の比較がなかなか今回も、件数だけではその質であるとかそういった部分が分からないというところがありますので、そういった指標のつくり方みたいなものも、もう少し具体的に検討する必要があるんだろうと思っています。ただ、こちらに関しては、他国、海外においてもあまりうまくつくられているようには見えない、それぞれKPIとかもはっきりとしていないというのが実態だと思いますので、ここは少し研究者の方にも入っていただいて、しっかりとつくり込んでいく必要があるのかと思います。

2点目として、そういった前提を基にして、実際にこういった誹謗中傷であったりとか、違法・有害、こういったものに関して、各国・地域で定義とか、それから具体的な対応方法が結構異なってきたところが多いと思って見えています。ですので、これは日本での統一的な指標であったりとか、そういったものをつくるということと、グローバルでどのように動いているのかが分かるような、そういった指標のつくり方という、2つの方向をつくっておく必要があるだろうと思っています。

特に、今後、世界と比べて日本の特徴がどうかとか、今後どういった方向に動いていく可能性があるのかという将来の予測をするためにも、このモニタリングのつくり方というのは、もう一工夫二工夫していく必要があると思っています。取りあえず以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。次に大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。これまで構成員の皆様が発言された内容とほぼ重複してしまうのですが、改めてモニタリングの結果を項目ごとに整理していこうと思いますと、どうしても海外事業者の対応があまり進捗していないということと、どうしてもマッピングせざるを得ないと感じているところです。

そして、グローバルでの体制についての情報開示が円滑に進んでいる半面、日本という地域についても、対応が後手に回っているということを少しでも前進させるために、何かインセンティブのようなものがあればいいのか、何か障害になっているものがあるのでは

ればそれを取り除くお手伝いができないのかという観点で、これまでのモニタリング結果を拝見しました。

例えば誹謗中傷についての削除要請の対応の状況について、国内の状況を、例えば件数などを教えていただくに当たっての、グローバルでは例えば四半期単位で整理されていたりするところ、恐らく日本に費やせるリソースがそれほどないのであれば、常にグローバルと横並びでなくてもいい、四半期単位ではなくて年単位ということも考えられるでしょうし、あるいはまた日本での対応体制についても、段階的にどのように整えていくかという計画を示していただくということでも、我々にとっては見通しがつくのかと思っております。

表形式になって、マル・バツ表のような要素を、そういった整備にきつとなるんだと思いますけれども、どうしてもバツをつけなければいけない項目が海外事業者が多い中で、バツからマルに変えていくためのアクションを併せて工夫していく必要があると思っております。そういった工夫をするために何ができるのか、どういう制度があったらやりやすくなるのかといったことについても、ぜひ各事業者の御意見などいただきながら、相互に対話しながら環境を整えていくことが望ましいと思っております。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは次に、崎村構成員、お願いいたします。

【崎村構成員】 崎村でございます。よろしく申し上げます。少し皆さんとかぶるんですけども、海外事業者の方が日本とか各地域も、多分日本だけじゃなくて各地域ごとの対応はされてないのかと思うんですけども、対応できない理由というんですか、その辺をもう少し深く掘り下げる必要があるかと思っております。例えばどの地域から来たものについてというのは、恐らくデータベースで検索して数字を出すだけであれば、そんなに負荷はないんじゃないかと思うんですけども、にもかかわらずできないというのは、データの取り方に問題があるとか、いろいろ考えられるので、その辺も含めて少し掘り下げるといいかと思いました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。次に手塚構成員、お願いいたします。

【手塚構成員】 大体皆さんの言っていることと私も同じですが、まさにこの分野というのは今、立ち上がってきたところで、各国の法体系と、それと民間側のこういうワールドワイドに対応している企業との、その制度と運用とのある意味、接点、そこが今グレーゾーンで、民間企業から言うと、いろいろ困っているというか、どういうふうに対応していいのかと悩んでいると思うんです。

そういう点で、日本、我々の国から見た場合には、制度的にはこういう側面があって、それで各国の状況とはこの点が特に違うので、そこに対してはどのようなふうに対応しているのかという、そういうところをより深く検討することで、我が国の位置づけがより明確になるのかと。共通的なところはお互いに、多分同じように当然対応できると思うんですが、こういうグローバルな企業が各国の違いのところをどのようなふうに対応させていくのかという点で、我が国に対して特にどうかという、そういう視点がこの場合、今回こういう内容の誹謗中傷のところでは見えてきているのかと思いますので、ぜひそういう取組を我々はしていくのかと思いました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは森構成員、もう一度お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。先ほど来、情報提供できないことについての何か障害があるのではないかという話が出ていますので、私なりの推測といたしますか、考えを申し上げたいと思うんですけども。

私がグローバル事業者さんの担当者だったとしても、なかなかできないと思うんですよね。それはどうしてかと言いますと、日本の人員を増やせとか、そういうコストのかかることをやってもいいかと本国に照会するということが仮にあるとしまして、そのときに、それはやらなきゃどうなるんだという話になるわけです。コストもかかりますし、そのことについては株主に説明をしなきゃいけないわけですよ。

もともとそのお金がないわけではありませんけれども、費用をかけて何かするという点については、当然社内の説明というのは要るわけです。そのときにやらなかったらどうなるか、「いやこれは対話だから別にやらなくても何かあるというわけじゃないと思いますよ」ということであれば、それは当然、「じゃ、もうちょっと様子見ようか」という話になりますし、逆に言うと、国内の御担当は板挟みになるということだと思いますので、はっきり申し上げて、対話をただただ継続するというような、あまり、グローバルに見た場合に、果たしてどういう位置づけか分からないことが続いていると、先方も対応しにくいのではないかと私は強く推測しております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この誹謗中傷への対応ということで、ひとまず委員の先生方から御意見を伺って、大体同じ方向性を向いているように私は受け止めましたけれども、さらに何かこの誹謗中傷の関係、現状と課題について、御質問、御意見ございますか。もしよろしいようでしたら、先ほど来、今後の取組についても御発言がございましたので、先に進ませてください、また翻って御発言をいただくことも可能ですので、そ

のようにお願いしたいと思います。

そこで次に、資料1、41ページから68ページの偽情報への対応に関する現状と課題について、御質問それから御意見のある方がおられましたら、また私にチャットでお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

こちらにつきましても、57ページに偽情報への取組の透明性・アカウントビリティ確保状況についてシートがございまして、これはまた5事業者にいろいろお話を伺ってきたところでございます。偽情報について言えば、我が国における実態の把握が、まだいずれの事業者においても必ずしもよく分からないところがある。これは昨年2月の、このプラットフォームサービス研究会の最終報告書以来、憾みとするところであったわけでございますけれども、またそれが続いているという残念な状況ではあるかと思えます。

他方、様々な取組については、これは先ほどの誹謗中傷とはひっくり返るのかもしれませんが、海外事業者の方々においては、世界的な偽情報対策の取組が、例えばEUであったり、またアメリカでも問題となっているところから、一定の取組が見られる部分があるということも、モニタリングの経緯の中で幾つか見られてきたポイントであったかと思えます。

これにかかわらず、偽情報対策について自由に御質問、御意見をいただければと思いますが、いかがですか。それでは寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 JIPDECの寺田でございます。こちらモニタリングに関しては同じようにイコールフットィングとか、そういったところが必要かと思うんですが、偽情報に関していくとビジネスのモデルとか、こういったところからの圧力、そういったものも必要だろうということで、これまでも何回かお話しさせていただきましたが、民間側がしっかりと、ステークホルダーのほうからしっかりと圧力をかけていくようなモデルをどうつくっていくのが重要になるのかと思っています。

特に、ブランドセーフティーの問題ということで、広告主がどう考えていくかというのは、結構強い圧力になると思いますし、海外では、世界広告主連盟という下で、GARMという組織がつくられていて、4月に第1回目のレポートが出されていますけれども、こういった大きな力がかかり始めていると。これと同じようなものが、日本の国内においても、しっかりできていく必要があるんじゃないかと思っています。

特にこの中では、海外では一歩進んでいる傾向があって、レポートであったりとか、こういったものに対して、外部の独立した機関による監査が提示されて、一部のプラットフォーム

オーナーはそれを受け入れるという回答も出始めているという状況になっていますので、ここは、こういったグローバルの流れにしっかり合わせて、日本でももう少し強く出ていてもいいんじゃないかと思っています。以上、私の意見になります。

【宋戸座長】 ありがとうございます。ほかに、この偽情報対策に関連していかがでしょうか。それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。偽情報対策についていろいろ検討してきましたけれども、こちらはこういう事業者さんの対応について、先ほどのようにすっきりここができてないから引き続きお願いしますというような話ではなくて、いろんな入り組んだ形に、一方でその取組が進んでいたり、他方で進んでいなかったりということがあると思いますけれども、その一つの観点として、偽情報と密接に関係するものとして、政治広告があると思っております。

これはもしかすると、プラットフォームそのものの表のサービス、SNSとしてのサービス、グループ、友達のグループのようなものと、どっちが表でどっちが裏でもいいんですが、その広告事業者としての面、そちらの両面にわたる問題ではあるわけですが、偽情報と同じように政治広告も、社会の分断のような問題を持っているということで、ここで同じように、やってもいいと思うんです。今のところ我々の検討としては、同じカテゴリーで考えていいたらと思うんです。

政治広告ということに焦点を絞れば、割と皆さんがどういうスタンスであるかという、この事業者さんがどういうスタンスであるかということは割とはっきりしてしまっていて、政治広告を、そもそもターゲティング広告としてやっているところ、やっていないところ、ターゲティング広告として政治広告をやっているけれども、その透明性を図ろうとしているところということになるかと思いますが。

これは私の部分的な把握ですので、御議論があるかもしれませんが、Googleは、政治広告のターゲティングについて、国によっては透明性レポートをつくられていると思うんですけども、日本についてのものはないということですので、これは先ほどの誹謗中傷対策と同じように、日本としてもそういったものをつくっていただきたいと思っています。

Facebookは、Facebookの広告の透明化の取組として、どういう政治広告を出しているのかということと、それをどういう人が見たかということについて公開をされていますけれども、どういうターゲティング項目設定をされているのかということも含めて、さらなる

透明性の確保をお願いしたいと思ひますし、この偽情報と同じ並びで、政治広告が各事業者でどうなっているのかということは、これからしっかりと検討していかないといけないかと思ひています。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。次に新保座長代理、お願いいたします。

【新保座長代理】 慶應義塾大学の新保です。私から1点ですけれども、誹謗中傷の取組、この偽情報と両方にかかってくる部分で、今回、偽情報のほうについて、1か所追加されている、リテラシー向上についてのステークホルダーという用語が追加されましたけれども、両面においてこのステークホルダーの役割が非常に重視された内容になっている一方で、こちらのポイントでも産学官民の対応のステークホルダーということで、いわゆる一般的なステークホルダーという記述にとどまっているわけです。

私の意見の趣旨としては、今後この取組を行うときに何らかの基準を定めたり、あとは各事業者の判断基準であるとか取組を踏まえて、一定の基準であったり指標を定めるということになった場合に、果たしてそのステークホルダーというのは一体どのような役割を果たす団体とか人たちが、または、そのステークホルダーがどのような役割を果たすのかということが非常に重要になってくるかと思ひます。

どうしてもこのステークホルダーという用語によって、ある意味で関係者またはそこに関係する人たちという、やや曖昧な範囲によって、みんなで何とかやりましょうという感がどうしてもぬぐえない部分がありますから、ステークホルダーということについてはその範囲を明確にするなど、この問題について積極的に関わりつつ、かつ、きちんとした知見を有するステークホルダーに参画をしてもらうという方向について考えたほうがいいのかと思ひます。以上であります。

【宍戸座長】 新保構成員、ありがとうございます。ほかに、この偽情報対策に関連いたしまして、御質問、それから御意見ございませんか。木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。私も透明性はとても大事だと思ひます。特にこの偽情報に関しては、都合の悪い情報を意図的に削除されてしまうようなことも起こりかねない。国家がこれをやると検閲になると思うんですけども、そういった視点も含めて検討をしていく必要があるのではないかと思ひます。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。本当にここは様々なレベル感の取組があつて、

すっきりと、こういう形でどのぐらい記述できるのかといったことは、僕自身も見ながら悩んでいたところですが、先ほど新保座長代理からもございましたでしょうか、この分野というのは、諸外国、特に欧州連合及びアメリカ本国との関わりも含めて、非常に強い要請がグローバルに行われてきたところ、グローバルプラットフォーマー様が取組として積極的に行っている部分があると。

そういったところはしっかりと、これから我が国においても必要なことは何かということをしつかり見ながら、また他方で、それぞれの取組を我が国のコンテキストに合わせた形で実施と、また情報公開をどうやってやっていただく必要があるのか、そんな問題意識は前半の議論と、最初の議論と共通しているのかと思います。

他方で、我が国における実態の把握は、本当にこれは非常に様々な取組が今後必要であるといったところ、当初のころから繰返しになりますけれども、それを最も知るお立場にいらっしゃるの、こちらのプラットフォーマー様それぞれというところがございますので、デジタルサービス法の枠組みで出てきているようなリスクのアセスメント、そのアセスメントというのはまさに最初にあったような形での、それぞれの地域やローカル、あるいは言語というところが当然中心になってくるわけでございますから、そのことをしっかりと取り組んでいただくか。そしてそれに対して当然、官や研究者もどう関わっていくかということが非常に、特に我が国のコンテキストにおいては重要だろうと感じています。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは改めまして、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。先ほど政治広告に強引に引っ張った話をしてしまいましたので、政治広告の現状についてお話をさせていただきましたけれども、もうちょっと一般的な偽情報を、ファクトチェック等との取組との関係で申し上げますと、いろんな取組が各所で進みつつある一方、その代表は多分Disinformationフォーラムだと思いますし、ファクトチェック機関も様々な御尽力をされているところですし、その話をその検討会を通じて何うことができましたけれども、非常に難しい問題であって、弊害が非常に大きいですが、対応が難しいという問題であって。

しかも取組の間の連携が取りにくい。今このプラットフォーム事業者さんのスライドが出ていますけれども、もちろん皆様に御尽力をいただく、偽情報対応をやっていただかなければいけませんけれども、そこでもアカウントビリティの確保は非常に重要になります

が、そもそもその偽情報かどうかという判断は非常に難しいというところで。いろんなセクターにおける偽情報対応は、これからも必要だと思いますし、特に既存メディアを巻き込んだ形で、これは今後ということになるのかもしれませんが、進めなければいけないと思っています。

ですので、グローバルプラットフォーマー、グローバルに限りませんが、プラットフォームによる透明性確保は重要ですが、今、各所で発生しているそれ以外のところの連携みたいなことも、何とかこのプラットフォーム研究会を通じて、ハブになれるのかどうか分かりませんが、そういうことができないかと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。Disinformationフォーラムに関わっている人間としては、大変心強い声援をいただいたものと思っております。

ほかに、この偽情報との関係でいかがですか。山本構成員、お願いします。

【山本構成員】 山本です。ありがとうございます。基本的に先生方の話に尽きるかと思うんですが、付け加えるとすると、偽情報というのは、情報生態系、エコシステム全体に関わる問題なので、多様なステークホルダーの協力関係をつくっていくことはきっと重要だろうと思います。

ただ、それぞれがどういうふうに関係を結んでいくのか、あるいは結ぶべきかということのコーディネートというんですか、各ステークホルダー間の調整を、政府の側がやるべきではないかという気もしています。それぞれが対策を講じ、動き出しているわけですが、そういったものをどういう形で結びつけていくのかということの調整も今後は必要になってくるのかと思っているのが1点です。

あとは、偽情報対策の成功例とか、そういったものを積極的に発信していく、まとめて発信していくという役割も、例えば政府に求められるのかと。成功例の蓄積ですとか、それを分析して、情報提供していくこと、こういったことも必要になってくるように思います。あと、既存のメディアとの関係でも、フィードバックループのような形で、SNSと既存メディアとの間でぐるぐる回って行って、偽情報が拡散増幅していくということも非常に重要な問題だろうと思いますので、既存メディアに対する啓発も、もちろん出てくるでしょうし。もう一つ、これは非常に大きな問題ですので、この検討会で議論すべきかどうか非常に難しいところではありますけれども、結局、いわゆるアテンションエコノミーと私が最近よく言っている世界だと、偽情報というのはそれなりに受けるということになるわけで、新聞なども、プラットフォームである程度ニュースを出していく、あるいはデジ

タルの世界に入っていくと、そういったアテンションエコノミーの世界に、結局足を踏み入れざるを得ないことになっていくわけです。

その意味で、アテンションエコノミーの世界からジャーナリズムを制度的にどう保護していくのかという、そういう仕組みをつくっていく。それによってフィードバックループのような、全てがアテンションエコノミーの世界で一元化されるような事態を防ぐような構造的な仕組みというのか、そういうものも必要になってくるのかと思います。雑駁ですけども、以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。大所高所から御意見をいただいたかと思います。

ほかに、この偽情報への取組について御発言いかがですか。もしよろしければ、と思っておりましたが、その前に寺田構成員、お願いいたします。失礼しました。

【寺田構成員】 後ろのところでもいいのかと思ったんですが、どちらかといえば、この部分に特化したところでもあるので。日本では問題になっているのがミドルウェアですよ。ここはファクトチェックの内容とか、そういったこととは関係なく、いわゆるこれは偽ですよと分かっているけども、受けそうだなと思えば扱ってしまうような、そういったものが存在していますので、発生の抑制だけではなくて、拡散の抑制をもう少し考えていく必要があるんだろうと思っています。

ところが、このようなミドルウェア拡散型で何を目的としているかというのと、広告目的で、PVさえ稼げればいいというものになると思うんですが、これを違法とは判断できない、言い難いものの方が多く考えられています。そういった中で、PVが多いと、どうしてもうっかりと検索で取り上げられたりとか、レガシーなメディアが思わず取り上げてしまったりとか、こういったミスに近いようなことが多々起っているのが現状かと思っています。こういった仕組みをいかにして防いでいくのかということで行くと、全体のこういったエコシステムをトラステッドなものにするといった形で、あまりこれを監視するのもどうかとは思いますが、フレームワークの中で、それぞれ誰がどの部分に関して責任を持って見ていくのかといった作業分担のようなものを、こういった責任的なものも少し検討しながら、大きなフレームワークを考えていく必要があるんじゃないかと思っています。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。ほかにいかがですか。大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。本当に難しいですね。偽情報対策という観点

で考えていきますと、例えば資料で言いますと、56ページで、ヒアリング項目にも挙がっているところですが、実際の対策というのは偽情報を発信する発信者の偽アカウントを削除するとか、そういった形に対応することが効果的であるということもあって、直接に情報そのものに働きかけをするという対策が全てでもないといえると思っております。

今回のヒアリング項目に対するモニタリングの結果は、各事業者が工夫されている好事例をむしろ積極的に取り上げて、それを他の事業者も参考にさせていただくということで結構だと思うんですけども、特に発信者対策で行われている好事例などについても、各社の取組を取り上げていただく枠といったものが設けられているといいのではないかとと思っております。

項目としては、9番目の情報発信者側における信頼性確保策の検討の中に入れてもよいと思えますけれども、個別具体的に各社が工夫されている内容を横断的に、他の事業者が参考とできるような整理の仕方が、この箇所についてはできればと思っております。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 確認も込めてですけど、私も何回か欠席したのがあって見えていないところがあるんですが。プラットフォーム事業者間での情報の共有みたいな、こういう偽情報でのそういう動きは、今までのプラットフォーム事業者さんからのヒアリング等ではあったのでしょうか。確認でお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これは事務局から、まず事実関係ということでお答えいただけますか。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局、中川でございます。御指摘のプラットフォーム事業者間の情報共有の枠組みといいますと、例えばDisinformation対策フォーラムにおいて、多くのプラットフォーム事業者の方々が御参画されて、また既存メディア等も含めてオブザーバーで参加されておりますので、その場で、この3月の会合でも、その中間取りまとめの結果を御報告いただきましたが、まずその場で連携が深められるというのが一番大きい点かと事務局としては考えております。

【手塚構成員】 ありがとうございます。そういうフォーラムとかそういうところでの活動という、それはそれで分かるんですけど、ある程度リアルタイム性を持ったような、そういう展開というのは、今後考えられているのかどうかという点はいかがでしょうか。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。先生御指摘の点は、多分インシデント対応的なところかと推察しておりますが、特定のときにすごく偽情報が集中したときに、即応的に事業者間で情報連携が行われているかという点については、少なくともこれまでのヒアリングでは、なかなかそういう事例は報告されていなかったという状況でございます。

【手塚構成員】 ありがとうございます。まさにそういうインシデンスレスポンスのような、普通のセキュリティーのああいふ対象での問題のような、こういう偽情報というのは明確にまずい、グレーよりはもう黒というのが見えている情報に関しては、そういう動きがあると非常にいいのかと感じたものですから、質問してみました。どうもありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。崎村構成員、お願いいたします。

【崎村構成員】 崎村でございます、手塚構成員の今のお話にかぶせるような形になるんですけども、他の分野では、例えばそのアカウントがハッキングされているとか、そのアカウントの動きが異常であるとかということ、実はリアルタイムの、プラットフォーム間ではリアルタイムのシェアリングというのは始まっているんですよ。同じような形で、どうもあるプラットフォーム上で偽情報をがんがん発信しているアカウントだというのは疑わしいと思われたときに、それを他のプラットフォームに通知するというような仕組みも本来あり得るんじゃないかと思うんですよ。

ただ、個人情報保護とかの関係で、すごく二の足を踏まれることは多いと思っていて、その辺りを制度的に少し後押ししてあげるといのはありかと、手塚構成員の話を聞いていて感じました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

これまで誹謗中傷、それから偽情報それぞれについて、各論的にはありますが、今後の取組の方向性についても御意見をいただいておりますので、それでは、最後のステージでございますけれども、資料1で申しますと、69ページから95ページの今後の取組の方向性について、これまで御発言いただいたことと重ねても結構でございますので、御質問あるいは御意見をいただければと思います。いかがですか。

それでは、まず宮内構成員、お願いいたします。

【宮内構成員】 宮内でございます。82ページを開いていただけますか。この7番の情報発信者側における信頼性確保方策の検討状況について、コメントさせていただきたいと

思います。

この2つ目のポツに、ミドルメディアを中心とした生成・拡散・流通のメカニズムの実態把握と分析をすると、非常にこれは重要だと思っているんですが、このほかに、先ほど山本構成員からもお話がありましたし、前々回の鳥海先生の話でもあったように、既存メディアが核になって、すごく拡散してしまうということが結構起こっているようなので、そこも含めてここはよく検討していく必要があるかと思っています。

これに関連して、そこの7の1つ目のポツで、関係者の間で検討を深めていくと、これは非常に重要だと思っているところです。これに関連しまして、91ページを開いていただけますか。ここの2つ目の丸のところに、既存メディアでは、信頼性のある情報発信がこれまでも行われてきたというのと今の話は少しそごがあるわけですね。Disinformationなのにもかかわらず、既存メディアが絡んで、そういった偽情報の拡散が行われてしまった場合もあるというので、ここはいいんだというような書き方はどうかと思っています。そういうところも含めて、既存メディアのそういった役割も含めて、非常に大きな影響があるので、この辺りは検討していただきたいと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。山口構成員、お願いします。

【山口構成員】 ありがとうございます。既に先生方から貴重なコメントをいただき、一部重なりますけれども、改めて私からも3点、コメントをさせていただければと思います。手短かにチャットに概要を書きましたので、適宜、御覧ください。

まずは今回、改めて、事業者の皆様から、ヒアリングなどの御照会に対して丁寧な御回答をいただき、また、事務局の皆様におかれましては、資料の取りまとめは大変だったと思ひ、誠にありがとうございます。その上で、全体的な今後の取組の方向性について、特に、資料1の19、20ページと、56、57ページにおける、誹謗中傷と偽情報の両方にかかわる評価項目の案に関して、3点のコメントを申し上げます。

第1点目として、この問題領域での評価の在り方は悩ましく、ある意味では、チェック一を誰がチェックするかという課題にも関連するところで、評価者の評価が問われていると言えます。釈迦に説法ですけれども、この分野は憲法上の表現の自由等にもかかわるところであり、また、日本では現時点で、情報提供がストレートに法的な義務とされているわけではなく、その違反が問題となっている場面とは言えないと存じ、明確な判断基準に基づいてフェアに評価をすることが私たちに求められていると受け止めています。

第2点目は、資料1の19、20、56、57ページの項目の評価について、これまでにいただいた皆様からの御回答に基づいて、例えば日本での具体的な数字等の有無に対して端的に相対的な評価を行うことは難しく、本当に悩ましいところと思います。先ほど、崎村構成員、森構成員からも御指摘いただきましたように、まず重要なのは、特に、(i)回答を控えられた場合の理由・根拠であり、そして、(ii)今後の対応方針はどのようにお考えかということ、できる限りパブリックにして公開された場で御説明いただけるようにすることと思います。

今回、事務局の皆様にご苦勞いただいた評価項目の案について、この研究会の場は、より良い対応策に向けて、こういうことを評価してほしいといった知恵を出し合って集約していくフォーラムでもあると思います。特に、海外での先進的な取組を日本の文脈に合うように導入する、ないしは、ある意味では海外よりも優れた、日本ならではの取組を行う方針や計画があるようでしたら、例えば資料1の57ページ等の評価項目案にプラスする形や、さらに別の資料の形で、ベストプラクティスをまとめて公表されると望ましいと思います。

第3点目はやや先の話で、こうした問題領域では悩ましいところですが、もし仮に、日本の制度設計のそもそもの前提となる日本での事実状況が把握できず、何が起こっているか分からないといった状況が続きますと、もちろん今後の状況次第ですけれども、ある特定のプラットフォーム事業者のみに対して一定の情報提供を法的に義務づけるといった、言わば「非対称」規制手法も、将来的には検討課題になる可能性もあるかと思います。

そうした将来的な可能性も視野に入れますと、今回の評価の在り方について、まさしく第1点目で申し上げた評価者の評価が問われているということで、今回、総務省が直接的に評価・対応を行うと受け止められるような形よりもむしろ、何らかの別の形で、問題とされ得るプラットフォーム上の内容規律（コンテンツモデレーション）・アカウント管理・アルゴリズムのデザイン選択等に関する事業者内での決定に対して検証を行う、より開かれた独立チェックの仕組みについても、今後、検討が必要になると考えられます。海外での事例を勉強させていただくと、興味深い積み重ねがありますので、それらも含めて、今回の評価項目の案について、より良い形とするために皆様にインプットしていただくことができれば望ましいと思います。以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございました。今後の方向性について、本当に検討会のいろ

んな議論を踏まえて、しっかりおまとめいただいたと思っております、このお書きいただいたことに賛成です。特に申し上げますと、まず違法・有害情報全般に対する今後の取組の方向性ということで、71ページをお示しいただきたいと思いますが、こちらに書かれたことに強く賛成しておきたいと思っております。

我が国における透明性・アカウントビリティ確保が図られていない事業者に関しては特に、透明性・アカウントビリティ確保の取組を進めることを強く求めるということ。そして次回以降のモニタリングにおいて、透明性・アカウントビリティの確保が実質的に図られない場合には、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について具体的に検討を行うことが必要ではないかと、これは全くそのとおりだと思いますので、これに強く賛成します。

その際に、先ほど山口構成員のお話にありました、ドミナントな事業者だけ規制するというような手法、これは当然あり得るか。取引透明化法等を参考にして、そういうことは当然あり得るかと思っております。これが違法・有害情報全般でして、偽情報についても非常にしっかりと確におまとめいただいております。82ページをお示してください。これも同じように、透明性・アカウントビリティについては強く求めていくということと、その透明性・アカウントビリティについての法的枠組みを検討するということが4番に書いていただきまして、これに賛成します。

先ほど宮内構成員から御指摘のありました7番の点、これは本当に全く宮内構成員のおっしゃるとおりでして、特に既存メディアとの関係で2つ、今後重要だと思うんですけども、まずは我々プラットフォーム研究会の関心事が、既存メディアに対する監視ではないと。既存メディアの言論・報道に対する監視を意図しているのではなくて、偽情報の対策に既存メディアにも御協力いただけないかというスタンスであるということを知ってもらいたいと思っております。

大ざっぱに言えば、ネットの情報発信に比べれば、既存メディアははるかに優れたファクトチェックをもともとビルトインして持っていたわけですので、そのことをネットに影響されることなく、ネットにこんなことが書いてありましたとか、そういうのはぜひやめていただいて、あと、またテレビでもどういった映像を切り取ってくるのかという問題の御指摘が専門の先生からもありましたけれども、そういうところで偽情報の悪影響を避けるということについて、ぜひとも既存メディアに御協力をいただきたいと何とか伝えていくことが今後の課題として重要だと思います。以上です。

【宍戸座長】 今の森構成員の話は、先ほど山本構成員がおっしゃったことにもつながる話ですね。ありがとうございます。

それでは寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 寺田でございます。今回のモニタリングであったりとか、こういったお話というのが、プラットフォーム事業者のほうに集中しているということと、それからその一方で、実際のメカニズムはもっと幅が広いよねというところがあって、これに関して一つ提案という形になるんですけども、モニタリングとかレポートを要請しているのが今のところプラットフォーム側に対してのみになっていてというところで、もう少し、例えば既存メディアも、数は少ないもののミスをして間違っただけで拡散してしまった場合とかがありますので、こういったもののレポート、特にどういったところに原因があったとかどういった拡散の仕方をしたのかとか、そういったメカニズム的なところも含めたレポートであったりとか。

それから広告側も対策をしているにもかかわらず、そういったサイトに出稿されてしまった場合とか、こういったものに関してのレポートであったりとか、こういったものもぜひ一堂に集めるような形ができればいいのではないかと考えています。そうすることによって、メカニズムが解明しやすくなりますし、それぞれのプレーヤーが役割を分担して全体を信頼性のあるものにつくっていくという、そういったものをつくる上でも、そういう仕組みがあったらいいのではないかと思います。一応以上、私からの提案になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは新保座長代理、お願いいたします。

【新保座長代理】 慶應義塾大学の新保です。先ほどの森委員の発言に重複する内容となりますけども、71ページを中心とする部分ですが、この自主的な取組は、自己都合による取組ではないということがまず確認をしたいところでもあります。とにかく自主的ということ、何でも自主的に、自由に取組を行うといった観点からの要望が強くなるわけでありませうけれども、これについては協力が必要だと、ところが、強い力のほうの強力は難しいと考えられるわけですから、ですから、この強い力の強力な協力は難しいのは、これは当然のことだと思います。

同時に、違法・有害情報対策は、この実効性の確保については長年の課題で、すぐにできるわけでもないわけでありませう。そこで今後、以前の会議のところで私の意見としても申し上げた、AIの利用などが分かりやすい例だと思いますけれども、次第に透明性の確保が非常に難しくなっているわけだ。この違法・有害情報対策については、透明性の確保

とアカウントビリティ、このアカウントビリティも片仮名にするとその趣旨が最近はやや誤解されつつあると思いますけれども、厳しい意味での法的責任という観点ではなくて、文字どおりの説明可能性といった観点の説明責任という形でのアカウントビリティをいかに果たしていくのか。

そこで今回は、このリスクベースアプローチからモニタリングといった一連の過程が示されているわけでありましてけれども、今回の今後の方針として重要なのは、いわゆるマネジメントシステムと同様に、PDCAサイクルをいかに回していくのかと。今回は、各事業者から非常に細かくヒアリングを行っていただきまして、今後の方向性がかなり明らかになって、現状が把握できたと。実際に取組を行って、これが自主的な取組を期待するという部分ですけれども、PDCAサイクルでいうDoの2番目のところは、見守りをするといった趣旨でのPDCAサイクルになるかと思えます。それを、実効性を確保するための確認、そして次の取組という形でのスパイラルアップを図っていただければと思います。以上であります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは山本構成員、お願いいたします。

【山本構成員】 山本です。先ほど、宍戸座長から私の名前を出していただいたんですけど、既存のメディアの取組も非常に重要だろうと思えます。ネットの世界は、これまでGLOCOMの山口先生もお話しされていたように、非常に虚構性・人為性が強い空間かと。例えばボットが存在していたり、これは鳥海先生の言葉だったかと思えますけど、ボットライクな人間が存在したりする。複数アカウントを持って人力で「いいね」とかリツイートする人間です。

山口先生のお話で、ネット世論というのは一部の偏った人の、非常に過激な人の意見が、あたかも世論であるかのように見えてしまうというお話もあったかと思えます。しかし、既存メディアが、もちろんこれは偽情報ではないとは思いますが、例えば、「最近ネットではこんなことが話題になっています」といった記事を掲載することが少なくないように見受けられます。ネットのトレンドをベースとした記事は、安易にネットのトレンドに乗っかって、ある意味で偽情報の拡散と紙一重のようなものでもあるのかと。そうしますと、ネットのトレンドに対してどう向き合うのかということも非常に重要な問題で、新たな報道倫理というんですかね、既存メディアの報道倫理が必要になっていくのかと思っています。

そういう倫理をつくりましょうということを政府が言うというのは、憲法的に言ったら、

やや問題と、かなり問題かもしれませんが、例えばDisinformation対策フォーラムとか、そのような団体がそういった議論を展開していくことも考えられるのかと思っております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。次に生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。ちょうど今、出している71ページに関して、これも本当にほかの先生方と僕自身が申し上げてきたことと重なるところでもあるんですけども、今回書いていただいているところ、分けましても、この2番目の緑のアカウントビリティの向上ということで、流通状況についての実態把握とリスク評価、そして下から2番目の箱枠の中にある、この自主的な透明性・アカウントビリティ、我が国における文脈というところに関して、これは、違法・有害もフェイクニュースに関して、大枠では同じことを言えるのだろうと。

私自身、このアプローチというもの、非常に専門がらも、こういった書きぶりを含めて、共感するところで。他方で同時に、この検討会はこれまで数年がかりで、非常に多くの回数、プラットフォーム事業者の方々にも大きな協力をいただいて。そして、ここに書いていただいているようなことは、社会インフラとしてプラットフォームを安心して使っていく上で必要なことであり、そして、そのことが表現の自由に対して悪影響をもたらすのではなくて、むしろそれをより自由で活発な流れというものにしていくのではないかと。そのことについては、かなり明確に見えてきているのではないかと思います。

その明確に見えてきていることを、果たしてどこまで自主的に、何度もお願いして、こうして出していただきつつ進めていくことというのが、果たしてこれは本当に事業者さんにとっても望ましいのか、まさに先ほど森構成員からおっしゃっていただいたようなこのルールの確実性というものを高める、予見可能性というものを高める、そういった意味でもまさしく私としては、しっかりと、少なくとも情報公開のところに関しては、ルールをつくるだけの論点の明確さと、それから立法事実というのも明らかになりつつあるのではないかと改めて強く感じているところです。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。非常に多くの御意見を、また活発な御意見を、これまでの違法・有害情報への対策、それから偽情報対策について伺いました。おおむね、今この71ページに示しているような大きな論点、それからその方向性については、委員の皆様御賛同を得た上で、さらにこうすべきではないか、こうしたほうがいいのかではないか、あるいはこの方向性を進めていくことについて、理論的に賛成であるということの御

意見を多々いただいたかと思ます。

2つぐらい追加で申しますと、一つには今後ここにあるような仕組みをしっかりとつくっていくこと、モニタリングの仕組みを今後検討していくという中で、事業者の方々の力を引き出すような形での建設的な対話で、具体的な仕組みについても検討し、また議論していくことが必要ではないかという御意見があった。それから、特に偽情報については、プラットフォーム事業者だけではなくて、既存のジャーナリズムを担ってこられたメディア、それからミドルウェアも含むような広い意味でのエコシステム、ステークホルダーの範囲をどう考えるかということも含めて、より大きな視野での議論がこの偽情報については特に必要であるということも御指摘があったかと思ます。今いただいた御意見を踏まえて、さらなる整理を進めていきたいと思ます。ありがとうございました。

まだ若干議題がございまして、議題の3でございまして。プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いについて、ワーキンググループでこの間、5回議論してきましたけれども、それについて御説明、それからそれを受けて御意見を承りたいと思ます。これは資料2について、事務局から御説明をお願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局、消費者行政第二課の小川でございます。宍戸座長から今お話しいただきましたように、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループでございますけれども、前回、この研究会で第3回までの開催状況を御報告しておりますが、その後、第4回を5月18日、第5回を6月4日に開催をしております、事業者ヒアリング、構成員からの御発表、また主な論点について2回議論するとともに、個人情報保護委員会事務局のほうからも、個人情報保護法改正に係る動きなども御発表いただいたところでございます。それでは資料2に基づきまして、御説明を簡単に申し上げます。

まず、中間取りまとめ骨子の形でございますが、まず1つ目の論点として、プラットフォームサービスに係る利用者情報をめぐる現状と課題ということで、ここで現行制度と政策、海外動向などについてもまとめてはどうかということでございます。また2つ目として、モニタリングの結果についてまとめ、3つ目として、今後の取組の方向性として論点、方向性をまとめるといった構成でございます。

次に、2ページを御覧ください。こちらについては、詳細は割愛しますが、スマートフォン、インターネットは社会経済活動のインフラということで、様々なサービスを無料で提供するプラットフォーム事業者の存在感が高まってきているということでございます。

次、6ページを御覧ください。スマートフォンのアプリケーションのプライバシーポリシーの掲載率は向上してきているけれども、分かりやすさなどに課題があるということ、また、Third Party CookieやJavaScriptなどで情報収集が多く行われているけれども、ウェブサイト管理者なども状況を把握しにくく、プライバシーポリシーがきちんと書けていない場合があるという御指摘がございます。

次、9ページを御覧ください。こちらはブラウザや広告IDについての現状でございますけれども、最近の動向として、例えばAppleにおいてクロスサイトトラッキングが既にブロックされており、広告IDについて今年の4月以降、利用者の同意が必要となりました。またGoogleにおいてもThird Party Cookieの段階的廃止が予定されており、また、Privacy Sandbox Projectなどが発表されています。また、業界団体や業界の動きなどについても記載をしております。

次に少し飛びまして、15ページを御覧ください。現行制度と政策でございますが、個人情報保護法について令和2年及び令和3年改正があり、事業法についても本年4月から令和2年改正が既に施行されているということでございます。電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインについては、個人情報保護法の改正動向を踏まえて見直しをする必要があると考えられます。また次、SPI及びSPOでございますが、こちらについては、直近取りまとめられたSPOⅧについての動向なども記載をしております。

それから16ページを御覧ください。位置情報プライバシーレポート関連でございますが、位置情報については、端末から直接取得されるものでだけではなく、ほかのいろいろな手段で取得できるようになってきていることを考慮すべきという御指摘もございました。

次、17ページを御覧ください。JIAAの「プライバシーポリシーガイドライン」、「行動ターゲティング広告ガイドライン」、また、アドフラウドの関係のJICDAQの取組などについても御紹介がございました。また、デジタル広告市場の関係につきましても、連携して取り組んでいく必要が指摘されております。

それから少し飛びまして、海外動向、24ページからでございます。詳細については割愛をさせていただきますけれども、米国におきましても、カリフォルニア州のCCPA/CPRAなどで、プライバシーポリシー、またオプトアウトなどについても、表示のルールが決まってきています。また、NISTのPrivacy Frameworkについても紹介がございました。26ページ、EUでございますが、GDPRにおいて同意または透明性に関してそれぞれガイドラインが定められ望ましい手法が示されてきているということでございます。

また27ページを御覧ください。ePrivacy規則（案）でございますが、今年の2月に合意されまして公表されております。第8条のところいわゆるCookie規制で、同意取得方法などが定められておまして、こちらは欧州司法裁判所の今までの考え方も取り込まれており、Third Party Cookieを設置するウェブサイト管理者についても規定がございます。

28ページを御覧ください。DSAの関係でございますが、こちらについても、オンラインプラットフォーム、また超大型オンラインプラットフォームに対する広告表示に関する規律が案として盛り込まれております。それから31ページでございますが、ISO/IECの29184でございますが、レイヤードアプローチなどが推奨されているということで御紹介がございます。

次に、33ページを御覧ください。2つ目のパートのモニタリングでございますが、こちらにあるような7つの項目について、詳細な質問事項をお聞きしまして、ヒアリングシートを御作成いただいた上で、ヒアリングをしております。10社のヒアリングを行っております。具体的には、携帯電話事業者4社、Apple、ヤフー、Google、Facebook、LINE、またAgoopになります。詳細については、表形式でも取りまとめて公表しております。

34ページを御覧ください。まず、利用者情報の取扱いの状況でございますが、提供するサービスや事業モデルによって、また個別の考え方によって、個別の事業者の取得している情報についてはそれぞれ異なっていると。利用者へ分かりやすく伝えるための工夫については、様々行われているということでございます。ただ、利用者は多様でありますので、ユーザーテストなどを活用する必要があるのではないか、また、消費者が想定しづらいものについては、注意喚起をする仕組みが必要ではないか、また、外部レビューやモニタリングが重要ではないかという御指摘もいただいております。

それから少し飛びまして、41ページをお願いします。オプトアウトの提供の有無につきましては、全ての事業者から回答をいただいております。ダッシュボードやアカウント設定などを通じて提供されているということでございます。また、データポータビリティの提供の有無についても、全ての事業者から御回答いただいております。海外プラットフォーム事業者においては、利用者のコンピューターへのダウンロード、また第三者への転送などが可能とされているということでございます。改正個人情報保護法の施行に向けて準備を進めているという御回答も複数いただいております。また、位置情報につきましてですけれども、こちらについては、厳密な管理を行っているといった御回答もいただいております。

それからデジタル広告でございますが、こちらは広告主がメールアドレスや電話番号をアップロードして可視化した上で、その事業者が保有するメールアドレスと突合する形の広告サービスを提供している事業者が複数ございました。こちらについて広告サービスを利用するサイト運営者や広告主が、自らを經由して提供される個人情報について、どのような説明や同意取得をすべきか必ずしも明確に把握されてない場合があるとの御指摘もございました。

それからアプリ提供マーケットでございますが、これは、Apple、Googleで提供しておりますが、利用者情報について利用者が十分な情報を得た上で判断できるようにということで、ディベロッパーに義務づけを行ったり、情報提供を行うというような動きについては多くございまして、SPIを参照すべきガイドラインとして提示しているマーケットもございました。

PIAでございますが、こちらについては、全ての事業者が何らかの形で回答しておりますが、独自のPIAというのも多く、また基準が明確ではない、公表されてないという場合も多いという状況でございます。

それで、次に3つ目のパートでございます。47ページを御覧ください。利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた論点でございますが、グローバルな情勢といたしまして、プラットフォーム事業者などは、網羅的なプライバシーポリシーを作成するだけでなく、利用者情報の取扱いの説明について様々な工夫を行ってきていると。しかしながら、一般利用者にとっては理解・把握が困難である場合も多いということでございます。

さらにスマートフォンなどが不可欠になる中で、利用者情報の質や量が拡大し、機微情報や機密情報が含まれる可能性も増えてきていると。また、外部情報とも結びつき得る状況になっております。これらの利用者情報がクロスデバイスで取得・収集・分析されて、プロファイリングやターゲティングも高度化、精緻化してきていると。商品広告の表示や、効果測定の目的だけではなく、様々なマイクロターゲティング、プロファイリング結果を踏まえた、様々な意思決定に用いられるおそれもあるということで、本人に対する影響・アウトカムをあらかじめ予測することは困難となる場合もあるという御指摘もございました。

また、こういう利用者情報の取扱いが社会へ影響を与える可能性も指摘されます。このような情勢も踏まえまして、各国は、このクロスデバイスの情報の取扱いに関して、本人同意を求めたり、事後的な検証可能性を高めるための透明性確保や報告・表現義務を課すなど、規制強化を進めているという側面もございます。我が国において、利用者保護の観

点から、このような業界の状況やグローバルな規制状況を踏まえながら、適切な対応が求められるのではないかという論点になっております。

48ページを御覧ください。利用者情報の適切な取扱いについてですが、まず、第1に、アプリ提供者やウェブサイト運営者が、当該アプリやウェブサイトで、どういう情報取得や情報提供が必要であるかということを検討し把握することが必要ではないかと。第2に、これを踏まえて利用者が御理解いただけるように、取得する情報の種類や用途に応じて通知・公表、同意取得をしていく必要があるのではないかと。また、その際に利用者にも与える影響が重要で、これを利用者に伝えていく必要があるのではないかとということでございます。

また、次の項目でございますが、プライバシーポリシーの工夫として、プライバシーポリシーなどについて分かりやすく見せるための仕組みや工夫を検討していく必要があるのではないかと。例えば階層的な通知であるとか、個別同意、プライバシー設定の工夫などは有用ではないかということでございます。また、第三者提供、機微情報の取得・利用、通常は想定されない利用などは特に注意喚起をする仕組みが必要ではないかということでございます。

次に、54ページを御覧ください。対応でございますが、1つ目として、①電気通信事業法・個人情報保護法などを踏まえた対応ということでございます。利用者の端末情報につきましては、OS事業者、通信事業者、プラットフォーム事業者、アプリ事業者などによって、利用者の意思に反して取得活用されていたとすると、「通信の秘密の対象であるか否かに係わらず、プライバシー上の適切な保護を検討する余地が生じ得るところ、端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な規律の在り方については、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、今後検討が必要」と。

この①の記述は、このプラットフォーム研究会の中間報告書を2019年2月の段階でお取りまとめいただいた記述でございます。これを踏まえて検討していく必要があるのではないかと御指摘もいただいております。2つ目の丸でございますが、利用者端末情報、Cookieや端末の設定などでございますが、それと、それに紐づく情報につきましては、通信関連プライバシーとして保護されるべき利用者の権利として把握されるべきではないか。電気通信事業者に着目するのではなく、利用者の権利に着目していく必要があるのではないかと。利用者端末情報などを取り扱う者において、通信の秘密及び電気通信サービス利用者のプライバシー保護を行うことを確保していく必要があるのではないかとということ

ございます。

また、ターゲティング広告やプロファイリングを使った利用者への影響について、後から検証できる環境を整え、透明性を確保していく観点から、公表や保存についての仕組みについても考えていく必要があるのではないかと。

また、4つ目の丸のところでございますが、こちらは、電気通信事業ガイドラインにおいてまず必要とされる事項を定めた上で、当該ガイドラインの遵守状況や事業者の自主的な取組の状況について、定期的にモニタリングを行うべきではないかと。そのため、eプライバシー規則案の議論も参考にしつつ、電気通信ガイドラインにおいて定める事項について検討すべきではないかということでございます。

こちらについて、構成員の先生方から前回多くの御議論をいただいたところでございます。法的義務を前提とする共同規制であるべきではないかと。直ちに法的義務を課して、モニタリングを経由して法的義務を実現すべきではないかという御意見も多くいただいているところではございます。

それを踏まえまして、通信関連プライバシーの保護のための共同規制について実効性を高めるためには、事業者に法律上の義務を課することが有用であるとの指摘も踏まえ、電気通信事業法などにおける制度化の妥当性や適切性、規律の内容、範囲などについて、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、検討を進めることとしてはどうかという形で、少し前回のワーキングから、記述をここだけは宍戸座長と御相談の上、修正をさせていただきます。

それから59ページを御覧いただければ幸いです。先ほどの議論も踏まえました電気通信事業ガイドライン・指針の検討でございまして、まず、電気通信事業ガイドラインでございますが、個人情報保護法の改正に対応した改正を検討するというところで、そちらの詳細は60ページの表にあるような項目でございます。説明は割愛いたします。また、それとともに電気通信事業の固有の事情などを踏まえ、より適切な事例などについて検討したらどうかということでございます。

また、利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた改正といたしましては、①として、プライバシーポリシーへの記載ということで、プライバシーポリシーに記載すべき事項や留意すべき事項についてガイドラインや解説の改正を検討したらどうかということで、例えば分かりやすい通知・公表や同意取得、オプトアウトやデータポータビリティの有無や方法なども考えられるのではないかとということでございます。

また、現在もアプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシーという記載がございますが、ここにおいて、アプリケーション作成者、情報収集モジュール提供者、広告事業者、ウェブサイト管理者などが留意すべき事項について指針をまとめた上で、これを参照する形で記載を検討してはどうかということでございます。

また、ベストプラクティスについても、何らかの形で参照を検討してはどうかということで、この①、②の状況について定期的にモニタリングを行い、必要に応じてガイドライン改正なども検討したらどうかという形になっております。

それから、64ページでございますが、こちらは③として、定期的なモニタリングを実施していくということで、先ほどのガイドラインなどに基づいたモニタリングでございます。また、④として利用者の理解促進・外部レビューということで、利用者情報の取扱いに関する消費者の不安はその仕組みが見えていないことに由来する側面があるということで、事業者の方々も情報発信を継続し、透明性を高めていただくということもございまして、また、専門的見地から外部レビューが実施され公表されることも有用ではないかということでございます。

最後でございますが、67ページでございます。⑤として、国際的な対話と連携ということで、利用者情報の取扱いはグローバルに共通した課題でございますので、我が国において取組を進めるとともに、国際的な対話と連携を進めることが重要ではないかということでございます。

大変駆け足で恐縮でございますが、以上でございます。

【宋戸座長】 小川課長、ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見があれば承りたいと思います。チャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。本当にしっかりおまとめいただいて、網羅的に、利用者情報WGでの議論も含めて、利用者情報の取扱いについて整理をしていただいたと思います。特に利用者情報WGとの関係でということですが、54ページをお示しいただきますと、今後の対応の方向性ということで、まさにここだと思えますけれども、ここもしっかりおまとめいただいて、特に2ポツの電気通信事業者に着目しないで利用者の権利に着目しましょうと、そしてそれを仮に通信関連プライバシーと呼びましょうというところは、これまでの議論を踏まえて非常に大きな方向転換についての、この検討会でやられた示唆を示していただいていると思います。

その下も全くそのとおりだと思うんですけども、最後の3行、「また、通信関連プライバシーの保護のための共同規制について実効性を高めるためには、事業者に法律上の義務を課すことが有用であるとの指摘も踏まえ」、これが利用者情報ワーキングの指摘であったわけですが、「電気通信事業法における制度化の妥当性や適切性、規律の内容・範囲等について、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、検討を進めることとしてはどうか」ということで、検討対象として制度化の妥当性や適切性が入っているわけで、ある意味で、スクラッチベースで制度化するかどうかということからという印象を受けるんですけども。

この1ポツのところ、1ポツの最後の2行を御覧いただきますと、「端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な規律の在り方については、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、今後検討が必要となるのではないかと」と。これは2019年の4月に公表されました中間取りまとめ、先ほど小川課長の御紹介のとおりですけれども、その中間取りまとめの記述でありまして、そのときに、我々はeプライバシー規則（案）の議論を参考にしつつ、スクラッチベースで検討を開始して、そして様々な議論をして、利用者情報WGをやって、ここに戻ってきたわけでございます。

したがって、この4ポツの最後の2行は、当然1ポツの最後の2行とは違うものであるべきでありまして、利用者情報WGで、その法的義務をつくるのが適切だという御意見が過半数の委員から出た、そしてそれに対して明確な反対がなかったということも踏まえて、制度化の適否については、これは既に検討が済んだということではないかと思っておりますので、端的に電気通信事業法における制度化の具体的な規律の内容・範囲等について、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、検討を進めることとしてはどうかと、していただいております。

ちなみに、中間取りまとめにおいては、この1ポツのところのほかにも、国際的な制度のハーモナイゼーションということも記述をされていまして、制度整備において、同じような社会を持つ国の中でその制度のそごがある、制度的に遅れを取ると、それはイコールフットイングであったり、消費者の保護について欠ける、遅れを取ることになるのではないかとということも指摘されていましたので、それを踏まえて、利用者情報の部分の、我々のトラックは、ここまでの権利侵害情報や偽情報とは違って、1ステップ進んでいる、1トラック前に出ているということで、具体的な法規制の検討に直ちに入っていただくことがいいのではないかと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

今、森構成員に御指摘いただいた点は、この文案を一生懸命工夫したのは実は私ですけども、大分痛いところを突かれましたというか、おっしゃるとおりではあります。他方で、電気通信事業法の体系の中で、このような形で入れられるかどうかということ自体はまだ検討していなかったもので、それも含めてきちんと、どういう形だったら入り得るのか。あるいは場合によっては個人情報保護法の体系の中で、あるいは個人情報保護法で手当てできずに電気通信事業法の体系の中でどうやって手当てするのかということについては、まだ理論武装が必要な部分もあるだろう。

あるいは、ワーキンググループで議論したことを、さらにより多くの人に見ていただいて、この問題について、要は正統性がある形で進めるために、ひとまずこういう形で出してみて、先生方の御意見を伺ってみようというのが私の今回の心持ちでありまして、森構成員の御意見は非常に貴重なものと思います。ありがとうございます。

大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。非常に取りまとめは勉強になるもので、ありがとうございます。それで、質問をさせていただきたいんですけども、素朴な質問で恐縮ですが、今、表示されている54ページに「通信関連プライバシー」という概念を出していただいているんですが、イメージしやすい言葉ではあるんですけども、国際的に類似する制度において、イメージを共有できる、共有しやすい概念かどうかといったところが気になるところでして。

つまり利用者端末情報とか、それに関連している情報は、国内の電気通信事業者だけが使うわけではなく、もうグローバルに伝達されたりするような情報だと思いますので、国際的なハーモナイゼーションというところを意識せざるを得ない事項だと思うんですが、国内の法制上もあまり使わない言葉でもありますし、今回の法制でも、ぴったり対応するような項目が思いつかないものですので、どのように事務局でこの点を捉えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

もう一つ、今発言の機会をいただいたので、先ほど森構成員がおっしゃった見解について賛同することも付け加えさせていただきます。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この通信関連プライバシーというのは、これまでずっとワーキンググループの中で、あるいはこれに先立つ親会の中でも議論されてきた

概念であると同時に、その概念の中身は何ですかということを事務局がお答えするのは厳しい部分もあると思いますので、ひとまず私からお答えをした上で、事務局、あるいは場合によっては森構成員から補足をいただければと思います。

恐らく今の段階で通信関連プライバシーと呼んでいるのは、日本の個人情報保護法制あるいは電気通信事業法の通信の秘密で、その範囲が狭くて守り切れていない部分に対してしっかり保護を当てて、手当てしていかなければいけないということで、例えば具体的に言えば、利用者端末情報などのことを考えているんだろうと思います。

ほかの国においては、これは大谷さんもよく御承知のとおりですけど、利用者端末情報それ自体をあらかじめ個人データとして保護している法制もあるわけでごさいます、その意味ではどちらにせよ、ずれが生じているというか、海外の法制で守られているものを、日本の法制で守ろうとするときに、日本の法制の中での言わば必要となる翻訳的な概念として、今、通信関連プライバシーと仮に呼んでいるというイメージではないかと思います。

ですので、具体的にこの後、どういう概念としてつくっていったら、手当てしていくかということ、法制化になじむかどうか、あるいはどうやったらなじむのかということの検討と併せて議論していくことになるのかというのが、今の段階での私の見立てでごさいます。森構成員から何か補足がごさいますでしょうか。

【森構成員】 いえ、もう全く宍戸座長におっしゃっていただいたとおりです。GDPRにeプライバシー規則があるように、通信周りにこういうプライバシー保護というのはあり得ると思いますし、宍戸座長のおっしゃるように、通信の秘密だとやや狭い、この1ポツのところを御覧いただきますと、第三者にウェブ閲覧の事実を告げるわけですけど、それが通信の侵害なのかどうかというのは分からないところもありますので、そういったことも含めて、あとその通信によって取得できる位置情報とか、そういうものを具体的に想定していますけれども、そういうものを含めて、通信に関するプライバシーと呼んでみたということだと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。事務局からごさいますか。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の小川でごさいます。宍戸座長、森構成員からも既に御指摘いただいたところでごさいますけれども、事務局といたしましても、詳細の概念については、また整理が必要な部分もあるかと思いますが、先生方から御指摘いただきましたように、グローバル、海外においても、様々な規律が入っている部分もごさいますので、前回のご議論の中でも、逆に日本だけそこに規律がないと、日本の消費者が逆に

グローバルな規律によって、グローバル事業者の対応で守られるということにもなりかねないということも御指摘がございましたので、グローバルな協調ということを逆に念頭に置きながら検討したいと思います。以上でございます。

【宋戸座長】 大谷さん、よろしいでしょうか。

【大谷構成員】 どうもありがとうございました。併せて個人情報保護法の個人関連情報との兼ね合いなども明確にしながら、この通信関連プライバシーの概念をよりはっきりとさせていただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それから崎村構成員からここに書きますということでも読み上げさせていただきますと、「58ページのベストプラクティスの検討ということですが、日本独自にならないよう、国際標準などに合わせるなど、グローバルなプラットフォーム事業者も採用しやすい形のものにしていくというのが重要である」という御指摘をいただいております。ありがとうございます。

まだまだ御意見等があるかと思いますが、時間でございますので、この辺りで本日の意見交換を終了とさせていただきます。

それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いをいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局、中川でございます。本日は、御議論いただきありがとうございます。次回会合につきましては、別途事務局から御案内をいたします。事務局からは以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。これにて本日の議事は全て終了となります。

以上で、プラットフォームサービスに関する研究会、第28回会合を終了とさせていただきます。皆様お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございました。これにて散会いたします。

以上